

# 第3回八街市農業委員会総会

平成29年3月17日

八街市農業委員会

## 平成29年第3回農業委員会総会

平成29年3月17日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 2. 船木勝利 | 9. 森 邦央   | 16. 日暮守信  |
| 3. 岩品要助 | 10. 武藤 功  | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄  |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷俊雄  |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行  | 20. 金子正弘  |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志  | 21. 中川利夫  |
| 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫  | 22. 三須裕司  |

### 2. 欠席者

1. 内藤富夫

### 3. 事務局

- |       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 事務局長  | 川崎義之 | 主 査   | 宮内清志 |
| 副 主 幹 | 梅澤孝行 | 主 査 補 | 浅井久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に  
ついて  
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について  
議案第5号 農用地利用配分計画（案）の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について  
（認定電気通信事業者）  
報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

## ○川崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

## ○三須会長

平成29年第3回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もまた、班長以上の役員の方には総会前、30分よりお集まりいただき、農地利用最適化推進委員の評価選出会議に出席いただき、誠にありがとうございます。おかげをもちまして全農地最適化利用推進委員の選出が全部終わりましたことを報告いたします。それと、次期農業委員さんも昨日の16日、議会において承認されたことをあわせてご報告いたします。ご協力ありがとうございました。

さて、今月の案件につきましては、農地法第4条、第5条、本体で10件、非農地認定1議案51件、農用地利用集積計画13件、農用地利用配分計画1件、総件数75件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の過半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。なお、内藤副部長より欠席の届出がありましたことを報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

## ○川崎事務局長

会務報告をいたします。

2月24日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、市内でございます。林副部長、貫井委員、金子委員で実施いたしました。

3月6日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、市内でございます。鈴木部長、山本委員、長谷川委員で実施いたしました。

3月14日火曜日、午後10時、部会現地調査、市内でございます。内藤副部長、貫井委員、山本委員、長野委員で実施いたしました。

なお、3月14日の午後に予定しておりました部会面接調査につきましては、案件がなかったため中止となりました。

以上で会務報告を終わります。

## ○三須会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号2番、船木委員、3番、岩品副部長をお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、沖字南沖地先、地目、畑、面積2,436平方メートルのうち487.98平方メートルほか2筆の一部、計3筆の合計面積6,402平方メートルのうち1,617.37平方メートルです。転用目的は牛舎用地です。転用事由は、畜産業を営む権利者が、経営規模拡大に伴い、既存施設では手狭なため、新たに牛舎を建築するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

以上です。

#### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

#### ○林部長

それでは、議案第1号、1番につきまして、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準であります。市役所より南へ約10キロメートル、県道岩富山田台線より東へ500メートルほど入ったところに位置し、進入路は市道に面し、確保されております。農地区分ではありますが、事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性につきましてはないものと思われま。

次に、一般基準であります。計画面積の妥当性、牛舎用地と適当であると思われま。資金面につきましては借入金にて賄う計画となっております。許可後速やかに目的の用途に尽くすものと思われま。申請に係る農地以外の土地を利用できる既存の場所があります。申請地における小作人につきましてはございません。周辺農地への営農条件の使用でございませ。隣接農地はございません。隣が、この後も説明あります三和産業とか、そういう会社になりますので、盛土、切土は一切行わず、整地のみで行うということでございませ。既存の牛舎の増築ということでございませるので、問題はないものと思われま。

以上、調査報告を終わります。

#### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字二又台地先、地目、畑、面積251平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建売分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が建売住宅1棟の建築、販売をするものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積371平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積998平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地3区画の造成、販売をするものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、所在、朝日字松里地先、地目、畑、面積2,403平方メートルのうち569.38平方メートルです。区分は一時転用で賃貸借です。転用目的は資材置場及び工事作業用地です。転用事由は、電気通信事業者による携帯電話用無線基地局の新設工事に伴い、資材置場及び工事作業用地として一時的に利用するものです。期間は許可日から平成29年9月30日までです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

番号4、朝日字梅里地先、地目、畑、面積2,518平方メートルです。区分は売買です。転用目的は車両置場用地です。転用事由は、市内で運送業を営む権利者が市外で借地している車両置場を返却し、利便性のよい当該申請地を車両置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号5、所在、大木字吉山地先、地目、畑、面積946平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積1,983平方メートルのうち1,717.77平方メートル。資料では1,717.77平方メートルとなっておりますが、これは登記簿上の面積でありまして、実測面積による合計面積は998.84平方メートルになります。区分は売買です。転用目的は長屋住宅用地です。転用事由は、市内在住の権利者がアパート2棟の経営により安定した収入を得るものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は都市計画法の開発行為には該当いたしません。小規模開発としての調整が必要と思われるので、その旨意見に付すことが妥当と思われる。

番号6、所在、東吉田字古山地先及び勢田字込地先、地目は畑、面積2筆合計380平方メートルです。区分は贈与です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在実家暮らしの権利者が、子どもの成長や親の老後のことを考え、実家に隣接する当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号7、所在、吉倉字起シ田地先、地目、畑、面積2, 718平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続いて、番号8と番号9は同一事業のため、あわせてご説明いたします。

番号8、所在、沖字南沖地先、地目、畑、面積2, 204平方メートルです。

番号9、所在、地目同じく、面積991平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4, 015平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、飼料の生産及び販売業を営んでいる権利者が、事業拡大に伴い、既存の置場では手狭なため、当該申請地を利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第2号、1番は私の担当地域ですので、調査報告を私の方からいたします。

### ○三須会長

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から北東へ約1.2キロメートルに位置し、公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。本申請は建売住宅1棟を建築する計画です。申請面積は251平方メートルであり、面積妥当と思われれます。資金につきましては自己資金で賄う計画となっております。申請地には小作人等の設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は公共用水道、汚水、雑排水は合併浄化槽によって処理後、既設のU字溝に放流する。雨水は敷地内にて浸透処理する計画です。造成は、申請地と道路が平坦なため、埋め立てはせず、周囲にブロックを設け、雨水、土砂等の流出を防ぐ計画です。防災計画は、工事期間中、近隣の安全を確保するよう、工事施工者に周知徹底させるとのことです。権利者は市内で不動産業を営んでいますから、必要性も認められます。このことから、立地基準、一般基準ともに、本案件には何ら問題ないと思われれます。

以上です。

### ○三須会長

次に、議案第2号、2番を船木委員、お願いいたします。

### ○船木委員

議案第2号、2番について、調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より西へ約1キロメートルに位置し、市道より進入し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針26ペー

ジ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は宅地分譲3区画用地であり、998平方メートルは面積妥当と思われまます。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地は、小作人等支障となるものではなく、隣接農地は義務者の農地であります。事業計画ですが、用水は市営水道、汚水、雑排水については市公共下水道、雨水については、各区画ごとに雨水浸透柵を設置し、敷地内処理をいたします。申請地は用途区域内にあり、事業区域内の整地のみを行い、埋め立ては行いません。土地の選定理由は、市の中心部に位置し、周辺の環境も良好なため、分譲地として最適と考え、選定いたしました。防災計画は、造成工事中は近隣に迷惑がかからぬよう配慮いたします。周辺農地への被害防除対策としては、隣地との境はコンクリートブロック積みを施工し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、議案第2号、3番、4番を宇都木委員、お願いいたします。

### ○宇都木委員

それでは、議案第2号、3番について、調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準でございますけれども、申請地は市役所より北東へ約2.5キロメートルに位置し、公衆道路に面した農地でございます。本申請は、携帯電話用無線基地局の新設工事に伴い資材置場及び工事作業用地が必要になるため、当該申請地を一時的に資材置場、工事作業用地として利用するため、事務指針29ページ、①の⑥による例外に該当するものと思われまます。

次に、一般基準ですが、申請面積569.38平方メートルと、面積においても妥当と思われまます。資金につきましては自己資金で行う計画です。周辺農地の営農状況への支障につきましては、残土置場を設置し、土砂等の流出のないように努める。仮囲い等を行い、通風の被害のないようにするとのことでございます。造成計画としましては、鉄板を敷き、工事用車両の通行路として利用するとのことです。仮囲いをし、工事重機の作業スペース及び資材置場として利用するとのことでございます。用水、排水につきましては、雨水は自然浸透にするとのことでございます。防災計画としましては、工事中は仮囲いを行い、第三者の侵入を防ぐ、施行後はフェンスで囲い施錠し、第三者の侵入を防ぐとのことでございます。また、土地選定の理由としましては、当該地周辺は農地と低層住宅が混在する地域で、基地局を建設する土地は近隣住宅地に接近せず、目的エリアをカバーできる場所であるということから選定したとのことでございます。

以上のことから、この案件は何ら問題ないものと思われまます。

続きまして、議案第2号、4番について、調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準でございますけれども、申請地は市役所より東へ約3キロメートルに位置し、八街三里塚線に面した生産性の低い土地でございます。この案件は、去年の12月に、一度ここで審議されました。農地区分といたしましては、事務指針28ページ、⑤の⑥に該当するた

め、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は、現在、運送業を営んでおりますが、現在使用しております車両置場は借地で市内にあるため効率が悪いと、当該申請地を取得しまして、車両置場用地として利用したいとのことでございます。申請面積は2,518平方メートルと、面積においても妥当と思われまます。資金につきましては借入金で行う計画です。周辺農地の営農条件への支障につきましては、申請地に建物は建てませんので、通風、日照への影響はありません。隣接地との境界にはブロックを設置しますので、土砂等の流出もありません。隣接する農地は、譲渡人以外の農地はありません。次に、造成計画ですが、前面は道路より低いため、碎石で高さの調節を行い、アスファルト舗装をするので、土砂の流出、搬入はありません。用水、排水につきましては、雨水は貯留槽、浸透層を設置し、汚水、排水はありません。防災計画につきましては、工事車両等の出入りが頻繁になる場合は交通誘導員を置き、安全を図り、施行後も車両の出入りには十分注意するとのことでございます。以上のことから、この案件は何ら問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、議案第2号、5番を石井委員、お願いいたします。

### ○石井委員

では、議案第2号、5番、農地法第5条申請についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準であります。申請地はJR八街駅より南東方向へ約1.2キロメートル、国道409号線、日向入口交差点より400メートル、県道成東酒々井線より進入路は確保されております。農地区分としては、用途地域内にある農地でありますので、事務指針26ページ、④の⑥、(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準であります。計画面積2筆で1,717平方メートルであります。長屋住宅2棟の事業でありますので、面積妥当だと思われまます。次に、資金であります。借入金で賄うとのことであります。事業計画としては、長屋住宅木造2階建て2棟、約12戸と敷地内に駐車場18台の設置、住宅戸数の約150パーセントということで、18台だそうです。あと、計画敷地内で発生した土砂にて整地を行うこととなっております。土地選定理由としては、計画地の周辺は既存住宅地に適し、良好な生活圏と考えられるため。畑の耕作者が高齢となり耕作することが困難になったため、賃貸住宅事業によって安定した収入を得るためとのことであります。申請に係る農地以外の土地を利用する見込みもありません。小作人等もありません。周辺農地の営農条件であります。用水は市の水道を利用し、宅地内で雨水は集水桝、浸透アスファルト舗装を行い、緑地は雨水、貯水浸透施設により宅内へ浸透処理をするとのことであります。汚水、雑排水は新設にて下水道本管を延長し、後設の枡設置の上、放流することとあります。防災計画としては、工事中は仮囲いをし、敷地内には関係者以外の侵入を防止し、施工後、敷地内周辺にはコンクリートブロック、フェンスを設置し、浸透アスファルト舗装、緑地には砂利等を敷き、土砂の流出を防ぐとのことであります。被害防除対策として、

建物は隣接農地からの距離を適切に確保し、日照、通風等について配慮した計画となっております。隣接農地所有者、耕作者への説明等も行い、特に問題はないとのことであります。以上のことから、事業実施の見込みは確認できますので、あとは、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、議案第2号、6番、7番を金子委員、お願いいたします。

### ○金子委員

議案第2号、6番、農地法第5条の申請に係る調査報告について、報告します。

立地基準ですが、市役所より南西に約5キロメートルです。申請は専用住宅地。事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

一般基準ですが、申請地は専用住宅地、将来的に子どもたちの成長、親の面倒を見ていくことなどを考慮し、現在の居住地近くに専用住宅地の建築を行いたい。当該地は平たんなため、整地程度は行います。場外からの土砂の搬入はありません。土地選定理由は、将来的なこと及び現在の生活スタイルを変えることがないよう、現居住地に近接する当該地に設定しました。用水は井戸を使用。排水、雨水は浸透処理、汚水、雑排水は合併浄化槽により処理し、道路側溝へ放流。防災計画として、施工中はカラーコーンやタイガーロックで第三者の安全を確保する。また、休工期及び夜間は、道路側溝へ安全柵等を設置し、第三者の立ち入りを防止する。その他営農条件への被害防除対策として、異常気象による大雨などはパトロール等を行い、必要であれば対策を実施する。土砂については、周辺へ影響の及ばないように対策を行う。雨水についても、極力直接の流出を防止する。また、日照、通風への影響はないと判断します。以上のことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

続いて、議案第2号、7番、農地法第5条の申請に係る調査報告について、報告します。

立地基準ですが、市役所より南に約6キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分、事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、資金は自己資金で賄う計画となっております。施設内容として、太陽光モジュール288枚を設置し、年間発電量は約8万キロワットを予定しています。申請地は平たん地で整地されている。ただし、南側の土地が現在森林となっており、その影響で、申請地の約1割が日陰となって使用できない。そこはメンテナンス用の駐車スペースとして使用することになっている。雑草対策として防草シートを敷き、この防草シートは通水性のもので、雨水はその場で浸透させる。造成計画、整地済みで土砂の搬入はない。その上に防草シートを敷く。土地選定理由、当社が発電している土地に接している土地のため、送電設備が使用できるというメリットがある。その他、防災計画は、

設置用地の周囲はブロック塀にフェンスを張り、周囲に土砂や雨水の流出を防ぐ対策をする。申請地の西側は農地であるが、この農地は1メートルの段差があり、しかも農地の方が高い位置にあるから、日光や通風は生じない。この農地との境にはブロック塀による土留めが設置されている。また、南側の土地は森林であるため、影響はない。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本、案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、議案第2号、8番及び9番を一括して林部長、お願いいたします。

### ○林部長

それでは、8番と9番あわせて調査報告を申し上げます。

それでは、まず初めに、立地基準でございますが、市役所より南へ約10キロメートル、県道岩富山田台線より東へ500メートルほど入ったところに位置し、進入路は市道により確保されております。農地区分ではありますが、事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性につきましてははないものです。

次に、一般基準であります。計画面積の妥当性、ロールサイレージ資材置場として適当であると思われます。資金面におきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請に係る事業内容が法人登記、謄本等において定められた目的または業務の範囲内で利用すると思われます。許可後速やかに目的につくものと思われます。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みでございますが、既存の処理地でございますので、見込みはあります。小作人についてはございませぬ。周辺農地への営農条件の支障でございますが、ロールサイレージと申しまして、牧草等の巨大なトイレトペーパーのような形をしたものでございませぬので、特に問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませぬでしょうか。

### ○小川委員

まず、宮内主査にお尋ねをいたします。

5番のところでは石井委員が発表されましたところの件ですが、これは、面積が登記簿の上と現状で変わっているようなお話をされていましたけど、それをもう一度と。それと、林委員に今説明いただきました南沖の件ですが、以前にもこの権利者、申請がございませぬけども、それについての説明をお願いしたいと思います。

### ○宮内主査

では、議案第2号の5番の面積の件につきまして、もう一度説明いたします。

こちらは2筆申請面積がございまして、まず、946、これは登記簿上946なんです、実測ですと228.07平方メートルになります。下の992平方メートルのうち771.7

7平方メートル、こちらは変わらずで、合計しますと、先ほどの実測の228.07平方メートルと771.77平方メートルで、合計999.82平方メートルとなります。

○小川委員

このように大幅に変更になるということはよくあることでしょうか。

○宮内主査

実際には、申請のときに大体申請者の方で地積更正なり分筆なりをやっておりますので、めったにはありません。

○宮内主査

続きまして、8番、9番の件に関して、事務局の方からご説明させていただきます。

以前こちらの権利者の方から申請があった件は、とりあえず、こちらは農振農用地に入っております、その除外手続に約1年かかるということで、ただ、その間、やはりちょっと飼料があふれちゃっているという状態で、その除外の決定がおきる期間は一時転用という形で一時的に使用し、今回、晴れて除外されてから、恒久転用という運びになりました。

以上です。

○三須会長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、6番については、八街市小規模開発事業指導基準との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員ですので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、8番及び9番について、一括して採決いたします。

議案第2号、8番及び9番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、議案第2号、8番及び9番については許可相当で決定いたします。

それでは、ここで休憩を15分ほどいたしたいと思います。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時00分

**○三須会長**

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号、農地法第2条1項の規定による農地に該当しないものであることの認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

**○宮内主査**

それでは、議案第3号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの

認定についてをご説明いたします。

6 ページの表をごらんください。前回に引き続き、農地利用状況調査時に現況が山林、原野化していると、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地となっております。調査日については、転用事実確認とあわせて、2月24日に林部長、貫井委員、金子委員、事務局からは私、宮内で吉倉地先を実施いたしました。調査結果は6ページから7ページの表に示したとおりでありまして、合計51筆、4万6,781平方メートルにつきまして認定を求めるものです。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、議案第3号は認定することに決定いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○梅澤副主幹

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年3月9日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、1番から説明いたします。

番号1、所在、八街字北四番、地目、畑、面積2,502平方メートル、利用権の種類は使用貸借。期間は2年5カ月、新規です。

番号2、所在、八街字西光明坊、地目、畑、面積4,651平方メートルのうち3,300平方メートル、利用権の種類は貸貸借、期間は10年、新規です。

番号3、所在、八街字長岡、地目、畑、面積5筆合計で1万2,548平方メートル、利用権の種類は貸貸借、期間は3年、新規です。

番号4、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積8,165平方メートル、利用権の種類は貸貸借、期間は3年、新規です。

次のページになります。番号5、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積4,958平方メートル、利用権の種類は貸貸借。期間は3年、再設定です。

番号6、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積2,062平方メートル。利用権の種類は貸貸借、期間は3年、再設定です。

番号7、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積2筆合計で5,949平方メートル、利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号8、所在、勢田字上、地目、畑、面積1,254平方メートル、利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号9、所在、四木字東四木、地目、畑、面積4筆合計で6,421平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は3年、新規です。

番号10、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積4筆合計で4,198平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は3年、新規です。

番号11、所在、沖字中沖、地目、畑、面積4筆合計で6,996平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は6年、新規です。

番号12、所在、吉倉字瀬田入、地目、畑、面積1,133平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、再設定です。

番号13、所在、吉倉字起シ田、地目、畑、面積4,927平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました1番から13番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第4号、1番から13番についてを原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員ですので、議案第4号、1番から13番については承認することで決定いたします。

次に、議案第5号、農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○梅澤副主幹

それでは、議案書11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年3月8日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画原案の意見を求められております。

番号1、所在、吉倉字起シ田、地目、畑、面積4,927平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は認可公告日から平成34年3月23日、新規です。なお、この1番は、農地法第

3条ではなく、農地中間管理事業を利用した新規就農でございます。参考までに、関係処理、新規就農計画書でございますが、参考資料を取り寄せまして内容の確認を行いました。今回の借受農地は自宅の隣接地であります。現在は知り合いの農家で研修を昨年3月から受けており、農業用機械、トラクター、耕運機は知り合いから借りるが、1年以内に購入する予定とのことです。また、農具一式は購入予定。作業場については自宅と併用。農業用倉庫は自宅敷地に購入、設置予定。今後の農地の確保は5年後に1万平方メートルを目標としているとを確認いたしましたので、ご報告いたします。ただいまご説明いたしました番号1につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。以上です。よろしくお願いいたします。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。

議案第5号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について(認定電気通信事業者)について、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○宮内主査

それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、朝日字松里地先、地目、畑、面積2,403平方メートルのうち309.00平方メートルです。転用目的は携帯電話用無線基地局用地です。事業内容は、認定電気通信事業者により携帯電話無線基地局の用地として利用されるものです。

以上です。

### ○梅澤副主幹

続きまして、13ページになります。報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご報告いたします。

番号1、所在、根古谷字上ノ台、地目、畑、面積、4筆合計で1,933平方メートル、合意成立、土地引き渡しの時期、ともに平成28年12月31日です。

番号2、所在、用草字西ノ辺田、地目、田、面積、2筆合計で2、066平方メートル、合意成立、土地引き渡し時期、ともに平成29年3月7日です。

以上で報告を終わります。

### ○三須会長

本件につきましては報告事項ですので、事務局の説明をもって終了しますが、何かありましたら。

### ○中川副会長

質問というか、内容の方を宮内主査に教えていただきたいのですが、報告第1号の申請者の件なのですが、たまたま私は、おやじが周りに空港反対で一坪運動もやっていた土地が残っていたもので、申請者の人が説明に来てくれたのですが、ここの畑は農振が関わっているんですね。でも、その辺は報告で済むということを宮内主査の方から、知っている限りでいいですから教えてください。

### ○宮内主査

では、ただいまの件について、簡単ではございますが、ちょっと説明をさせていただきます。まず、農地法の第4条では、転用の制限についても定められております。これは、許可を要しない事業、または農地ということでございまして、届出でよいとされているものです。例えば、国とか都道府県が行う事業とか道路事業、または市街化調整区域内ということで、未線引きで八街には該当はないのですが、線引きされている市町村における市街化区域内の農地、こちらは届出でよいとなっています。

あと、その他農林水産省で定めるものということで、その定められているものが農地法施行規則第53条というところにあります。例えば独立行政法人の事業であったり鉄道の事業であったり空港の事業とかがありまして、その中で14番目、14号の規定に認定電気通信事業者というものが掲げられております。この事業につきまして、事業者の中でどういった事業を行うのかという内容で、これに関しては届出でよいと。仮に、そちらの農地の制限がかかっているものは、後付けでその手続を踏むことができるという部分になっておりまして、認定電気通信事業者が行う事業のうち、こちら、有線電気通信のための線路、空中線形、また、その他の支柱、支持物を含む、もしくは中継施設、または、これらの施設を設置するための必要な道路等はこちらに定めておりまして、こちらの法令に従いまして、届出でよいというような手続になっております。

以上です。

### ○三須会長

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

### ○川崎事務局長

では、私の方から、来月からの予定表ということで報告させていただきます。

4月より受付日が毎月21日から25日までに変更になることから、総会が月初めになります。2か月分の予定表を配付しております。なお、4月につきましては総会はございませんの

で、お願いいたします。

では、予定表の方を読み上げたいと思います。

3月24日金曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、三須会長、森委員、宇都木委員  
でお願いいたします。

4月7日金曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、中川副会長、武藤委員、中村委員、  
お願いいたします。

4月18日火曜日、午後1時半、転用事実確認現地調査、鈴木部長、内藤委員、長野委員で  
お願いいたします。

4月27日木曜日、午後1時半より部会現地調査、転用事実確認現地調査、農地部会第1班  
の委員の皆様、お願いいたします。

4月28日金曜日、午後1時半より部会面接調査、農地部会第1班の委員の皆様、お願いい  
たします。第1会議室となります。

5月1日月曜日、定例総会、全委員の皆様に参加していただくようお願いいたします。第1  
会議室となります。

5月9日火曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、林部長、船木委員、小川委員、お  
願いいたします。

5月19日金曜日、午後1時半、転用事実確認現地調査、中川副会長、岩品委員、日暮委員、  
お願いいたします。

5月30日火曜日、午後1時半より部会現地調査、転用事実確認現地調査、農政部会第1班  
の委員の皆様、お願いいたします。

5月31日水曜日、午後1時半より部会面接調査、農政部会第1班の委員の皆様、お願いい  
たします。第1会議室となります。

なお、総会開始時刻につきましては総会開催通知を確認してくださるようお願いいたします。

以上でございます。

閉会を宣す。（午後4時20分）

議事録署名人

議 長 三 須 裕 司

2 番 船 木 勝 利

3 番 岩 品 要 助